

環機監第1号
令和3年6月18日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻智之 殿

独立行政法人環境再生保全機構
監事 齋藤 仁
監事 生田美弥子
(公印省略)

令和2事業年度 監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに独立行政法人環境再生保全機構監事監査要綱（以下「監査要綱」という。）の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監査要綱の規定に従い、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人環境再生保全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

当該事業年度は、第4期中期目標期間（令和元事業年度～令和5事業年度）の2年目に当たるが、新型コロナウイルス感染症の蔓延という未曾有の事態に直面し、通常の様子での業務の遂行が困難をきたす中、オンラインなど代替手段を活用する等の取組を進めた結果、所期の目標をほぼ計画通り達成できたものと評価できる。

また、令和2年9月15日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和元年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、当該事項の対応を適切に行っている。

さらに令和2年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

(1) 統制環境

第3期中期目標期間（平成26年度～30年度）をもって、内部統制システム整備の一連の取組が終了し、第4期中期目標期間（令和元年度～5年度）から本格的な運用段階に入ったことを受け、令和2年度には、「内部統制基本方針（平成23年3月7日制定）」ほか関連方針、規定、推進組織等を、内部統制システム、リスク管理体制の見直しを含め、現況に合わせ、効率的、効果的に実施できるよう見直した。

理事長訓示による経営方針等の発信、当該訓示のイントラネット上の掲載、内部統制研修の実施など、引き続き、内部統制の基盤強化を図るための取組を行っている。

令和2年度は、理事長による昇格、昇級及び新入職員を対象とした意見交換（数回に分けて実施）を行った。また、全ての役職員等を対象とした内部統制研修をオンラインで実施するなど、一人ひとりの内部統制に対する意識向上を図るための取組を継続的にしている。

今後とも、組織の気風を決定し、組織内全ての人の統制に対する意識に影響を与える内部統制上の基礎・基盤となる統制環境のさらなる充実のため、不断の努力を期待する。

(2) リスクの評価と対応

令和2年度は、内部統制システム、リスク管理体制の見直しを受け、リスクの評価と

対応を現場の責任と判断で、より柔軟に行えるよう、業務部門（第1線）の役割を強化した。この結果、機構が把握した重要リスク項目（全75項目）や日常的モニタリング対象項目（全15項目）について、現場の判断で、適宜見直し、運用できることとした。

業務上の事務事故について各部室は、速やかに役員及び監事と情報共有するとともに、必要に応じ、主務省ほか関係先に報告し、再発防止のための業務手順やシステムの変更を行っている。また、業務上の「ヒヤリハット」事例を、イントラネットを通じ、機構内に報告・共有する制度を全部室に展開し、役職員等に注意喚起を促すことでリスクの早期把握と対策の強化を図っている。

今後とも、内部統制システムの見直しを受けて、リスクの評価とその対応を継続的に行っていくことを期待する。特に新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として本格運用されたテレワークやウェブ会議システムを活用した業務を踏まえ、新たな環境変化に対応したリスク評価と管理体制の見直しが適切に行われることを期待する。

（3）統制活動

各部室における内部統制上の課題を整理し対応するため「令和2年度内部統制推進計画」を策定し、理事長を委員長とする内部統制推進委員会において、当該計画の進捗状況を確認している。

（4）情報と伝達

業務遂行上必要とされる情報は、理事会、部課長会議及びその他の会議を通じ、適時、適切に伝達される仕組みを整えている。

令和2年度には、対面・参集型の会合開催が困難な場合には、ウェブ会議システムや電子メールなどを活用して、情報共有と伝達を図っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言の発令、延長、解除といった節目、節目の機会をとらえ、理事長が他の全ての役職員等に対して、緊急時の業務体制や役職員等の心構え等についてメッセージを発出し、統制を図っている。

（5）モニタリング

業務実施プロセス上把握した重要リスクなどを顕在化させないために、各部門が計15項目の日常的モニタリングを実施し、実効性の向上に努めている。

また、外部の有識者など第三者委員を含む内部統制等監視委員会、内部統制推進委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会等を定期的を開催することにより、内部統制上の問題点や課題の共有、改善案の検討等を行っている。

さらに、監事による監査、監査室による内部監査及び監事による理事長との定例意見交換（年2回）のほか、契約事務の事前審査機能として契約手続審査委員会を定期的に開催するなど、継続してモニタリングの強化に努めている。

(6) ICT (Information and Communication Technology) への対応

業務の有効性及び効率性など、内部統制の目的を達成する手段として、情報セキュリティを確保しつつ、ICTの利活用に取り組んでいる。

令和2年度は、テレワークの本格的実施にあたり、テレワークにおける注意喚起やその手順を定めた規定を整備した。同時に、テレワークの実効性を高めるため、ウェブ会議システムを導入した。

政府の方針を踏まえ、「令和2年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、ホームページやネットワークの脆弱性対策及び全ての役職員等を対象とした各種点検・訓練を実施する等の取組を引き続き行っている。

上記(1)から(6)までの取組により、内部統制システムが適切に運用されていると認める。今後とも、役職員等が制度の意味や目的を理解し、適切な運用に努めていくことを期待する。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表は、法令及び業務方法書その他の諸規程等に従い、適正に処理されていると認める。

(2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の会計処理の状況を正しく示して

いると認める。

- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を適切に示していると認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、令和2年人事院勧告の内容を踏まえ、令和2年度の給与について給与規程の改正を行っている。

令和2年7月に公表された令和元年度の対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は105.4であり、概ね適正な給与水準と認める。

今後とも、説明責任の果たせる給与水準となるよう努めることを期待する。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約監視委員会による事前・事後の点検実施など、随意契約の適正化及び競争入札案件における実質的な競争性の確保に努めている。

加えて、調達契約の一層の適正化を狙い、契約手続審査委員会及び同分科会を設置し、組織横断的に契約案件を事前審査している。また、同委員会の審査を要しない少額随意契約案件についても、全件を財務部において審査している。

この結果、令和2年度の契約は、その全てが適切な説明責任を果たせる状況にあることを確認した。

今後とも、国費により運営される組織として、調達契約の適正化に努めることを期待する。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の月額支給額は役員報酬規程に定められており、月額支給額以外の業績給は主務大臣による業務実績評価結果に基づき適正に対応している。

なお、理事長、理事及び監事の報酬については、機構のホームページに公開している。

令和3年6月18日

独立行政法人環境再生保全機構

監事 齋藤 仁

監事（非常勤） 生田美弥子